

令和7年度税制改正要望事項（案）

一般社団法人 諏訪法人会

新型コロナの5類感染症の移行に伴い、企業の売り上げは、コロナ禍前に回復しつつあります。しかし、原材料やエネルギー価格の上昇などにより、中小企業は、売上高経常利益率の低迷、労働分配率、損益分岐点比率の高止まり、そして収益が伴わない中での「防衛的賃上げ」により大変厳しい経営環境に直面しております。

政府が掲げる、設備投資、研究科学投資といった「未来への投資」の原資を確保するためにも、中小企業の持ち前の自己変革や円滑な事業継承、デジタル化による生産性向上、ビジネスモデル変革等十分な政策、財政支援を税制面においても構築しなければなりません。

特に、少子高齢化の問題は、中長期的な課題であり、人口減少は今後の日本経済に多方面にわたり多大な影響を与えることは必至であることから、社会保障と税の一体改革をより進めることを強く要望し、諏訪法人会は「令和7年度税制改正要望」として次の通り提言致します。

<行財政改革>

- ・構造的な財政赤字が続いている中、歳出増が見込まれる諸課題 ①「少子化対策」②「防衛力強化」③「経済安定保障」④「カーボンニュートラル」に対して、経済成長に伴う「税収増」と「社会保障制度」や「行財政改革」による徹底した「歳出削減」の両輪で課題解決すべきである。
- ・財政悪化の主因である「受益」と「負担」のアンバランスに対し、「中福祉・低負担」から財政規模を縮小し「中福祉・中/高負担」へ転換すべきである。
- ・国、地方における議員定数の大胆な削減、公務員の人員削減による歳費の抑制等、目標数値を提示し確実に行財政改革を断行すべきである。
- ・議員の経費支出について、月100万円支給の「文書通信交通滞在費」は「調査研究広報滞在費」と名称と解釈が変わっただけであり、旧態依然、非課税で領収書添付や用途の報告、公開、未使用分の返還義務がない。選挙活動資金等目的外で使用されても正当化するものであり歳費法の変更のもと廃止すべきである。
- ・国会の議決なしに閣議決定で用途を決められる予備費は、新型コロナ対策、ウクライナ情勢等巨額の計上が続いている。政権が国会のチェックを経ずに自在に決め、詳細が不明なまま支出されれば、財政規律が損なわれる。予備費は与党の財布でない、あくまでも例外的な対応であることを自覚し、用途並びに内容について厳しくチェックした上開示すべきである。
- ・市町村合併を進め、広域行政とし効率化を図るべきである。
- ・国と地方の役割分担の明確化と地方への権限移譲。

<事業承継税制>

- ・事業承継税制は中小企業の持続的な課題。特例措置の期限後の一般措置について、対象株式、納税猶予割合、後継者人数等特例措置並みの内容に拡充すべきである。また期限を設けず特例措置を恒久的な制度にすべきである。

- ・事業承継税制における中で、事業継続期間並びに期間後に課せられている、都道府県と税務署への報告は、事務負担が重く、また報告漏れによる猶予取り消しリスクもあることから事後負担軽減措置を検討すべきである。また内容、手続きの簡素化。
- ・相続時精算課税制度など生前贈与制度、納税猶予制度の更なる拡充、延長を求める。
- ・事業資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める。

<経済活性化と中小企業対策>

- ・中小企業向け賃上げ促進税制について、政府が構造的、持続的な賃上げを要請している中、現状を踏まえ繰越税額控除措置並びに控除期間の更なる税制の拡充。
- ・役員給与については、税法上3類型（定期定額・事前確定届出・業績連動）以外損金算入は認められていない。また役員給与改定についても期限の制約があり、弾力的かつ機動的な仕組みにすべきである。
- ・少額減価償却資産の特例は中小企業では利用頻度が高く恒常的に利用されている。インボイス制度、電子帳簿保存法等の施行につき、機械器具の高機能化、高付加価値化、物価上昇等により価格も上昇している。取得価格30万未満を50万以下、上限300万を500万に引き上げし、同特例を本則化すべきである。
- ・従業員本人に所得税が発生する103万円や、被用者保険の保険負担により手取額が減少する106万、130万など「年収の壁」が人手不足に拍車をかけている。特に賃上げした企業は喫緊の問題となっている。社会保障における第3号被保険者制度の抜本的な見直しが必要である。
- ・賞与引当金、退職給与引当金の法人税上の損金算入制度を復活すべきである。
- ・法人税の軽減税率の特例（15%）を本則化すべきである。

<所得税>

- ・年金をはじめとする社会保障の制度自体、核家族形態を標準モデルとして設計されている。雇用形態の多様化、共働き世帯の一般化など、環境は変わってきている。所得税制における基礎控除額、給与控除額の引き上げ等検討が必要である。

<消費税>

- ・消費税法の規定では、消費税収は社会保障4経費（年金・医療・介護・少子化）に充当するとなっているが、インボイス制度の導入で課税転換業者が増加し、一定の消費税収が増加する点が予算に加味されていない。規定を順守し、国民にどの部門に消費税、地方消費税を充当したのかを開示すべきである。
- ・受領した請求書がインボイスの要件を満たしているのか等、確認作業、請求書を受領した際の対応など負担が増加している。また会計処理負担に係る費用負担も増えており、負担軽減措置の拡充が望まれる。

<納税環境整備>

- ・学校教育の早期段階から社会人に至るまでの広い年代で、租税教育や金融教育・簿記・会計教育などの実施を行い、税務行政に対してより理解を深めてもらうことが必要である。